

瑞 穂 監 第 39 号
平成 24 年 11 月 22 日

瑞 穂 市 長
堀 孝 正 様

瑞穂市議会
議 長 藤 橋 礼 治 様

瑞穂市代表監査委員 井 上 和 子

瑞穂市監査委員 若 園 五 朗

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「議会事務局」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「議会事務局」における平成24年4月1日から平成24年8月末日までの財務に関する事務の執行と、重点項目として「旅費」についての監査を行った。

議会事務局は、条例定数4名に対し、局長と職員2名の3名で次の事務を行っている。

- (1) 本議会、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会その他会議に関すること
- (2) 議員の身分並びに表彰及び褒章に関すること
- (3) 会議録に関すること
- (4) 公印の管理に関すること
- (5) 市議会の施設及び設備における運営上の管理に関すること
- (6) 市議会議長会に関すること
- (7) 市議会議員共済会に関すること
- (8) 調査、統計及び資料の収集に関すること
- (9) 予算、決算及び経理に関すること

2 監査の実施日

平成24年10月30日（火）

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び旅費の状況について、提出された資料を基に、通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果

1 財務について

「議会事務局」における財務の執行については、次のとおりで、財務の事務は適正に執行されているものと認められた。

平成24年8月末現在

	予算額（円）	収入・執行済額（円）	比率（％）
歳入	0	0	-
歳出	156,958,000	71,974,106	45.9

2 旅行命令権者について

条例によれば、旅行（出張）は任命権者若しくはその委任を受けた者の発する旅行命令によって行なわなければならないとされている。議員及び事務局職員の場合、任命権者は議長になると思われるが保管されている旅行命令簿すべてに議長の承認印は押印されていなかった。早急に是正するべきである。

3 旅行命令簿について

保管されている旅行命令簿は、旅費が支給されているものだけで、旅費が支給されない旅行命令簿はなかった。条例からすれば、旅行命令簿は旅費の支給の有無に関係なく必要であるので備え付けておくべきである。

なお、このような事態が生じるのは、条例施行規則で定められている旅行命令簿（様式第1号）が作成されていないために旅費の支給されないものは必要ないと誤解しているからと思われる。これは全庁的な問題であるので、旅費の主管部署においては、「国家公務員等の旅費に関する法律」などを参考に旅行命令簿の様式を一度検討されたい。

4 復命について

職員は、「瑞穂市職員服務規程」により出張した場合には原則として復命書を提出しなければならないことになっている。議員は、瑞穂市議会会議規則で委員会の審査・調査については、議長に報告書を提出しなければならないが、そのほかに復命に関するような規程はない。議会広報に議員派遣に関する事項を掲載することが定められている程度である。口頭での出張報告はされているようだが、文書として必要ないか検討されたい。

5 議員の自家用車による旅行について

議員の旅行命令簿の中に自家用車で出張しているものがあつた。職員については「瑞穂市職員の自家用車による旅行に関する規程」があり、自家用車での旅行が認められ、旅費が支給されることになっている。しかし、議員についてはそのような規程はなく、旅費が支給されていることも適正とは言い難い。できる限り公用車や公共交通機関の利用に努めていただき、やむを得ず自家用車で旅行しなければならないのであれば、万が一の事故等に備えて規程等を早急に整備すべきである。

6 議員行政視察のバス借上げについて

瑞穂市議会会議規則第162条の規定に基づき、10月23日・24日に兵庫県加西市及び京都府京丹後市に議会改革の行政視察を行なっている。その際の交通手段として、市が観光バスを借上げ契約している。そのバス代（契約金額）の支払いは、参加者全員で割り戻して旅費から支払うとのことであつた。

しかし、

（1）旅費は参加者個人に支給されるもの、バス代は公費で支払うもので矛盾が生じる

（2）条例による旅費の計算によれば、割り戻したバス代が交通費（車賃）とはならない

以上のことから不適切な執行となる。過去においても同じ処理をされて

いるので、今後は適正な予算科目で執行すべきである。併せて、契約したバス会社に別途宿泊先と食事先を手配しているが、バス借上げと一緒に契約できないか検討されたい。

以上